

「理念中心型条例」と「施策列挙型条例」の比較について

- 他県（17 県）の県産材利用促進を主目的とする条例は、下記の表のとおり、
- ① 具体的な施策についての規定はほとんど設けず、**県産材利用促進に向けた基本理念や、県、市町、事業者、県民等の関係者の責務・役割等を中心に規定する「理念中心型条例」**
 - ② 基本理念や関係者の責務・役割等に加えて、**県産材の利用の促進や、県産材の安定供給の促進などに係る具体的な施策について列挙的に規定する「施策列挙型条例」**
- という類型に大きく整理できる。

理念中心型条例	施策列挙型条例
秋田県、石川県、福井県、岡山県	岩手県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、山梨県、兵庫県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

- 一般的に、議員提出条例における「理念中心型条例」は、各自治体で制定がブームとなった、いわゆる「乾杯条例」のように、**議会が推進・促進したいと考える何らかの理念等について、住民へのPR効果を狙ったものが多い**と考えられる。
- 一方、「理念中心型条例」であっても、その理念等の実現を担保するための手段として、**計画や指針の策定、推進体制の整備、施策の実施状況の公表、財政上の措置等について規定する場合も少なくない**。実際、他県の理念中心型の県産材利用促進を主目的とする条例においても、全ての県で施策の実施状況の公表を規定しているほか、秋田県、石川県、岡山県が計画や指針の策定について規定していたり、秋田県、岡山県が推進体制の整備について規定するなどしている。
- 他方、議員提出条例における「施策列挙型条例」は、基本的に理念や責務に関する規定も含まれており、住民へのPR効果を狙うという側面も持っているが、一般的には、**議会による行政統制の一環として、議会として望む施策を実現させるよう、執行部を方向付けることを主たる狙いとしたものが多い**と考えられる。
- 条例の理念等の実現を担保するための手段として計画や指針の規定を設ける場合、その計画や指針に盛り込む施策の内容について、その枠組みが条例で方向付けられているのかどうかという点で、「理念中心型条例」であれば、執行部のフリーハンドの余地が大きくなるが、「施策列挙型条例」であれば、執行部のフリーハンドの余地が狭まることになる。

- これらのことなどを踏まえ、「理念中心型条例」と「施策列挙型条例」のメリット・デメリットを比較すると、下記の表のとおりとなる。

	理念中心型条例	施策列挙型条例
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の理念等に基づき、執行部が状況変化等に柔軟に対応して、施策を立案・実施することができると考えられる。 ・ 執行部の権限（知事の予算調製権等）に抵触するおそれが少ないと考えられる。 ・ 施策列挙型条例と比べると、条文の検討をスピーディーに行うことができると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制定時点の議会の望む施策の実現に向けて、執行部を方向付けることができると考えられる。 ・ 理念等の規定を設けることは施策列挙型条例でも可能であり、より総合的で充実した内容の条例にすることができると考えられる。 ・ 理念中心型条例と比べると、検討会で調査・検討した事項を、条例に盛り込める余地が大きいと考えられる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の立案・実施に当たって、執行部のフリーハンドの余地が大きいため、必ずしも議会の望む方向の施策の実現を担保できない可能性がある。 ・ 理念等の規定が中心だと、法規範である条例としての実質に欠けるという指摘がありうる。 ・ 施策列挙型条例と比べると、検討会で調査・検討した事項を、条例に盛り込める余地が小さいと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に規定した施策が時代の変化により陳腐化するなど、状況変化等に柔軟に対応することが難しくなる可能性がある。 ・ 執行部の権限（知事の予算調製権等）との調整が必要と考えられる。 ・ 理念中心型条例と比べると、条文の検討に時間を要すると考えられる。